

温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併（分割）の承認申請に係る審査基準及び標準処理期間

1 根拠法令

温泉法第16条

2 審査基準

- ・承継しようとする温泉の利用の許可が現に有効であること
- ・現に温泉の利用の許可を受けている法人が、合併（分割）をしようとする日以前に申請をしたものであり、標準処理期間を勘案し、処分庁が合併（分割）をしようとする日以前に承継の確認ができるものであること
- ・承継しようとする温泉の利用の許可に係る事業を全て一括して継承するものであること
- ・合併後存続する法人若しくは合併（分割）により設立される法人及びその役員が、温泉法第15条第2項各号に該当しないこと

(根拠法令)

○ 温泉法

(温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割)

第十六条 前条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合(同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

2 第四条第二項及び前条第二項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「次の各号のいずれかに該当する者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継する法人が次の各号のいずれかに該当する場合」と読み替えるものとする。

○ 温泉法施行規則

(温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請)

第八条 法第十六条第一項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
 - 二 法第十五条第一項の許可を受けた日
 - 三 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称
 - 四 合併又は分割の予定日
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
 - 二 申請者が法第十五条第二項各号に該当しない者であることを誓約する書面

○ 愛知県温泉法施行細則

(申請書の様式等)

第一条 次の各号に掲げる申請書は、当該各号に定める様式によらなければならない。

八 省令第八条第一項に規定する申請書 様式第九

3 標準処理期間

11日